

公示第165号

名古屋港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定についての一部改正について

関税法（昭和29年法第61号）第24条第1項の規定により、「名古屋港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（昭和35年公示第84号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

令和6年6月21日

名古屋税関長 柴田 敬司

記

名古屋港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定についての一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

附 則

この公告は、令和6年7月1日から適用する。

名古屋港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について（昭和35年7月14日付公示第84号） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所	1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所
外国往来船 　　交通経由場所	外国往来船 　　交通経由場所
(1) ~ (43) [省 略]	(1) ~ (43) [同 左]
(44) 北浜ふ頭 <u>G 2 オオノ開発</u> 桟橋及び <u>G 3 I H I 愛知</u> 桟橋にけい留する船舶	(44) 北浜ふ頭 <u>G 2 及び G 3 の石播</u> 知多工場桟橋にけい留する船舶並びに <u>I H I 愛知</u> 工場に船渠する船舶
(45) [省 略]	(45) [同 左]
(46) 北浜ふ頭 J 7 から J 9 まで及び J 1 6 から J 1 9 までの <u>出光</u> 桟橋にけい留する船舶	(46) 北浜ふ頭 J 7 から J 9 まで及び J 1 6 から J 1 9 までの <u>J X 工</u> ネルギー桟橋にけい留する船舶
(47) 南浜ふ頭 K 1 から K 4 までの出光知多第1、K 5 出光知多第2、K 1 2 から K 1 5 までの出光知多第4、K 1 6 から K 1 9 までの出光知多第5の各桟橋、並びに K 7 から K 1 1 までの出光知多岸壁にけい留する船舶	(47) 南浜ふ頭 K 1 から K 4 までの出光知多第1、K 5 出光知多第2、K 1 2 から K 1 5 までの出光知多第4、K 1 6 から K 1 9 までの出光知多第5の各桟橋、並びに K 7 から K 1 1 までの出光知多岸壁にけい留する船舶
(48) [省 略]	(48) [同 左]
[削 除]	
(49) 上記各欄に掲げる船舶及び上記各欄に掲げる船舶以外の船舶	(49) 係船浮標 5 0 番から 5 4 番まで及び 5 7 番から 5 9 番までにけい留する船舶
ガーデンふ頭のうち西側のふ頭東側波除堤の北側先端から同波除堤の北側付根、同西側のふ頭東側付根、ガーデンふ頭のうち東側のふ頭西側付根及び同東側のふ頭西側付根から接水線に沿って南の方向に引いた線上の 6 9 m の地点に至る接水線	ガーデンふ頭のうち西側のふ頭東側波除堤の北側先端から同波除堤の北側付根、同西側のふ頭東側付根、ガーデンふ頭のうち東側のふ頭西側付根及び同東側のふ頭西側付根から接水線に沿って南の方向に引いた線上の 6 9 m の地点に至る接水線

改 正 後			改 正 前		
2 . 貨物の積卸場所			2 . 貨物の積卸場所		
場所の名称	所 在 地	備 考	場所の名称	所 在 地	備 考
(1) ~ (21) [省 略]			(1) ~ (21) [同 左]		
(22)北浜ふ頭 G 1 日清製粉、 <u>G 2 オオノ開発、 G 3 及び G 4 の IH 工愛知</u> 、J 4 及び J 5 の知多埠頭、J 7 か ら J 9 まで及び J 16 から J 1 9 までの <u>出光</u> 、J N 日清製粉、J S 及び J S 2 の全農サイロ、J T 東洋グレンターミナルの各桟 橋並びに 8 7 号、J 2 中電知多 火力の各岸壁	知多市北浜町 9 番 1、 11 番の 1、12 番 地、14 番地の 9、1 6 番地、23 番地、2 4 番地の 6、25 番地		(22)北浜ふ頭 G 1 日清製粉、 <u>G 2 から G 4 ま での石播知多工場</u> 、J 4 及び J 5 の知多埠頭、J 7 から J 9 ま で及び J 16 から J 19 までの <u>J X エネルギー</u> 、J N 日清製粉、 J S 及び J S 2 の全農サイロ、 J T 東洋グレンターミナルの各 桟橋並びに 8 7 号、J 2 中電知 多火力の各岸壁	知多市北浜町 9 番 1、 11 番の 1、12 番 地、14 番地の 9、1 6 番地、23 番地、2 4 番地の 6、25 番地	
(23)、(24) [省 略]			(23)、(24) [同 左]		